

# 補助対象工事の例 一覧

R6年度

凡例 ○：対象 ×：対象外

補助対象／対象外となる“住宅”		
○	戸建て住宅	高床式住宅の場合は、高床部分（車庫等）も補助対象
○	併用住宅	住宅以外の部分・共用部分を除く（屋根などの建物全体に係る工事の場合は、床面積により金額按分し補助対象額を算出）
○	戸建て住宅〔借家〕	申請者は借主（かりぬし）に限る
○	共同住宅〔賃貸・分譲〕	申請者は借主（かりぬし）に限り、申請者の専有部分に限る
○	空き家	リフォーム工事後に申請者が居住する場合に限る
×	別棟の附属建物（車庫・倉庫・離れ等）	

（注）2世帯住宅・世帯分離：1棟で、ひとつの申請に限ります

## 補助対象／対象外となる“リフォーム工事”の例

外装・内装工事		住宅設備工事	
○	屋根・外壁の塗装（断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る）	○	節水型の水栓器具の設置・交換
○	屋根の葺替え（断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る）	○	ユニットバス・浴槽（高断熱浴槽）の設置・交換及び、それに伴う内装工事
○	外壁の張替え（断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る）	○	便器の設置・交換（節水型のものに限る）及び、それに伴う内装工事
○	窓へ遮熱フィルム張り	○	給湯器・ボイラーの設置・交換 （省エネ高効率給湯器（エコジョーズ）、自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコユート）含む）
○	2重サッシ・断熱サッシの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事	○	家庭用燃料電池（エネファーム）の設置・交換
○	複層ガラスの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事	○	ペレットストーブ・薪ストーブの設置、それに伴う床壁の改修
○	断熱扉（玄関扉等）の設置・交換及び、それに伴う壁改修工事	○	太陽光発電システム・定置用蓄電池の設置
○	床・壁・天井の改修（断熱改修を伴うものに限る）	○	地中熱利用設備
×	シャッターの設置・交換	○	F F式暖房設備の設置・交換
×	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンス・の設置・改修	○	LED照明器具の設置・交換（工事を伴うものに限る）
×	雨樋の設置・改修	○	エアコンの設置・交換 （経済産業省資源エネルギー庁が定める省エネ基準達成率100%以上であること） （基準年度2027年度）
×	網戸の設置	×	システムキッチン・洗面化粧台の設置・交換
×	雪囲い金物の設置・交換	×	ガスコンロ・IHコンロ（ビルトイン型）の設置・交換
×	網戸の交換・網の張替え	×	食洗器（ビルトイン型）の設置・交換
×	防雪ネット・雪囲い板の設置・交換	×	換気扇・レンジフードの設置・交換
×	壁紙の貼替え／左官壁の塗替え	×	浴室暖房乾燥機（埋込型）の設置・交換
×	木製建具の設置・交換、ふすまの張替え、畳の表替え	×	衣類乾燥機の設置・交換
×	手摺の設置・交換	×	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換
×	造り付け家具の設置・改修	×	下水道のつながり込みに伴う、住宅内部の配管工事
×	障子の張替え	×	屋根消雪の散水配管・ポンプの設置・交換・改修
×	カーテン・ブラインド等の設置・交換	×	屋根融雪配管・電気配線等の設置・改修
×	土台・基礎の改修	×	防犯システム（防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガス等）の設置・改修
×	アスベスト除去	×	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換
×	防水工事	×	空気清浄機・除菌消臭機器の設置・交換
×	防音工事	×	住宅用火災警報器の交換
×	克雷化工事	×	リフォーム工事の設計費・調査費
×	耐震化工事	×	家電製品・家具（工事を伴わないもの、軽微な作業で設置できるもの）の設置・交換
×	外構・造園工事 全般	×	シロアリ駆除・防除
×	門・門扉・塀・フェンス等の設置・改修	その他	
×	下水道のつながり込み配管工事（外構部分）		
×	井戸工事		



市他の補助制度もあります

（注）国、市他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません。

（注）上記に記載のないリフォーム工事についての可否は、お問合せください。（十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935（直通））